

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

} 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課長
(公印省略)

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間（沖縄県対処方針）による
指定障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するため、沖縄県対処方針（令和4年12月22日～令和5年1月13日）が変更されております。

指定障害福祉サービス事業所等におかれましては、今回の沖縄県対処方針を確認していただき、これまでの厚生労働省の通知等を踏まえ、引き続き利用者及び職員等の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に取り組むとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 感染防止対策の徹底について

- 1) 基本的な感染症対策の徹底（マスクの着用、手指消毒、常時換気等の徹底）
- 2) 職員の体調管理の徹底（体調の悪い方は出勤しない、させないこと）
- 3) 食事の場面における感染対策（分散した座席配置、席を空ける、対面を避ける、時間をずらすなどの工夫の再確認）
- 4) 地域の流行状況や施設の特性に合わせた対策の徹底（レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、事前の検査など感染対策を行った上での面会実施、通所施設での動線の分離など）

※例えば、施設等で感染を広げないために、以下のような工夫が考えられます。

- ①通所系サービスを提供する際には、在宅利用者と施設入所者などの利用者が混在しないように座席の配置を工夫し、対応する職員も固定する。
- ②職員が複数の施設を兼務することによって感染を広げないように、可能な限り当該職員の勤務エリアなどを固定する（施設内であれば複数の階を掛け持ちしないなど）。

2 ワクチン接種の勧奨について

ワクチン接種が円滑に進むよう市町村との連携や、県広域ワクチン接種センターの活用をお願いします。特に60歳以上の利用者や基礎疾患を有する利用者についての接種についても勧奨をお願いします。

3 県が実施する定期PCR検査・抗原検査キットの活用について

県が実施する定期PCR検査の積極的な受検や、症状がある職員・利用者は、抗原検査キットの活用をお願いします。

4 感染発生時への備えについて

- 1) 「平時及び新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」に基づき、平時の備えと感染発生時の対応を再確認するようお願いします。
- 2) 感染が判明した場合は、以下の連絡先までご連絡ください。（別添フロー図を参考）
 - ・施設所在地（管轄となる）保健所
 - ・所在地市町村障害福祉所管課
- 3) クラスタが起りうることを前提に業務継続計画（BCP）の策定に努め、陽性者が発生した場合は、周囲への一斉検査をお願いします。

※業務継続計画（BCP）について

感染症の流行時においても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、感染防止対策の徹底や体調が悪いときは出勤しないなど、職員を感染症から守るとともに、防護服や消毒液等に備蓄品の確保に努めるようお願いします。

また、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることを想定し、職員の出勤状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理しておくようお願いします。

なお、今回のご対応に係るガイドライン等は次のとおりです。

- 「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（沖縄県コロナ対策本部）」

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyo/221027_manual.html

- 「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）」（令和2年12月作成）、
 - 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）」（令和2年12月作成）
 - ※新型コロナウイルス感染症の感染に備え、日頃から感染者発生後に必要となる衛生用品（ガウンや手袋、感染症用のマスク等）の備蓄に努めるようお願いいたします。
- <https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/20220609.html>

5 事業者への支援について

- 1)「沖縄県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金」
 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、施設の消毒や人員確保などといったサービス継続に必要な経費や、感染者が発生した施設・事業所からの利用者受入れや当該施設への応援職員の派遣等に必要な経費の補助がありますので、対象となる施設・事業所は活用をご検討下さい。
 ※領収書等の証拠書類は保管しておいてください。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/r3sa-bisukeizokushien.html>
- 2)「衛生用品等の備蓄と感染者発生時に不足した施設等への支援」
 障害児者福祉施設において、新型コロナの拡大防止対策に必要な衛生用品を備蓄し、福祉事務所等と連携しながら、感染者が発生して衛生用品が不足した施設等に配布しております。

6 人員基準等の臨時的な扱いについて

- 当課の「指定障害福祉サービス事業者等専用ポータル」や厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご確認をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1～15報）
 - 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第1～9報）
- https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyو/coronavirus_2021.html

7 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

- オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた沖縄県の方針を当課の「指定障害福祉サービス事業所等専用ポータル」にも掲載しておりますので、ご確認をお願いします。
- なお、当該方針にある「ハイリスク施設」については、障害者支援施設、共同生活援助、福祉ホーム、短期入所、療養介護、宿泊型自立訓練、障害児入所施設となっております。
- https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyو/coronavirus_2021.html#kihonn

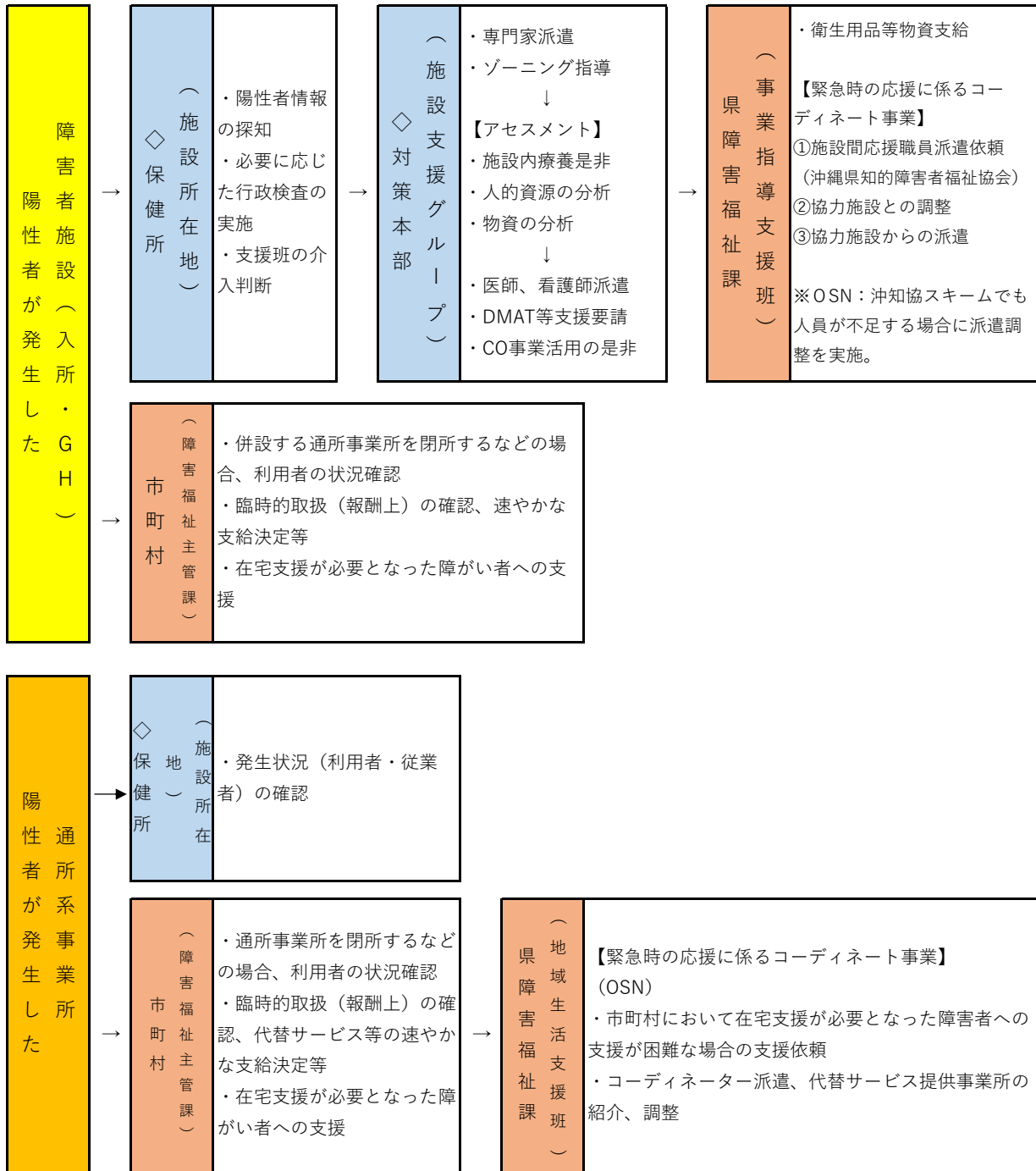
8 参考資料

当課の「指定障害福祉サービス事業者等専用ポータル」や厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

- 1) 感染対策関連資料
 - 平時及び新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル（高齢者施設・障害者施設・通所）【沖縄県コロナ対策本部総括情報部】
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyو/manual.html>
 - 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等【厚生労働省HP】
 ※感染対策では「入所系マニュアル」「通所系マニュアル」「訪問系マニュアル」がそれぞれ掲載されております。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
 - 今後の新型コロナウイルス感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyو/documents/kongotaiou.pdf>
 - 障害者支援施設等における感染防止対策等の徹底について
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyو/documents/210913kansenboshi.pdf>
- 2) 感染対策関連動画
 - 研修動画「新型コロナウイルス感染防止対策に関する研修会」
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyو/211104kensyu.html>
 - 研修動画「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染対策研修会」
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/jigyو/kansenkensyu.html>

お問い合わせ先
 沖縄県子ども生活福祉部
 障害福祉課事業指導支援班
 TEL 098-866-2190

○陽性者が発生した場合の対応フロー図



*おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

発生時の連絡先

- 那覇市保健所「受診調整・相談センター」 TEL：098-853-7971
- 北部保健所「健康推進班」 TEL：0980-52-5219
- 中部保健所「健康推進班」 TEL：098-938-9701
- 南部保健所「健康推進班」 TEL：098-889-6591
- 宮古保健所「健康推進班」 TEL：0980-73-5074
- 八重山保健所「健康推進班」 TEL：0980-82-4891

本対応フロー図に関する問い合わせ先

◆県障害福祉課 事業指導支援班、地域生活支援班 TEL：098-866-2190